

独占禁止懇話会第214回会合議事録

1. 日時 令和元年12月11日（水）10：00～12：00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】伊藤会長，及川会員，角元会員，鹿野会員，川田会員，川濱会員，川本会員，鬼頭会員，小林会員，白石会員，泉水委員，竹川会員，田中会員，土田会員，野原会員，細田会員，山下会員，山田会員，由布会員，吉田会員，レイク会員

【公正取引委員会】杉本委員長，山本委員，三村委員，青木委員，小島委員

【公正取引委員会事務総局】

山田事務総長，菅久経済取引局長，東出取引部長，粕淵総括審議官，笠原政策立案総括審議官，諏訪園国際審議官，山田審査局長，藤井経済取引局総務課長，垣内官房参事官，深町企業結合課長，川上企業取引課長，笠原経済調査室長

4. 議題 ○ デジタル・プラットフォーマーに関する取組

- ・ 政府・公正取引委員会の取組
- ・ デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）

○ 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書

○ 「業務提携に関する検討会」報告書

○伊藤会長 それでは、第214回の独占禁止懇話会を開催したいと思います。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

独占禁止懇話会の会員の任期は3年となっておりますが、本年8月に、第16期会員の任期が終了しまして、会員の改選が行われました。本日が、第17期としての第1回目の会合になります。第17期につきましても、引き

続き私が会長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、事務局から、第17期会員の御紹介をお願いしたいと思います。

○菅久経済取引局長 経済取引局長の菅久でございます。

それでは、第17期から新たに会員になられた方々を御紹介申し上げます。

お手元の資料の中に、第17期独占禁止懇話会会員、独禁懇214と書いている資料がございますが、今回新たに会員に御就任いただいた方々には○印が付されております。ここで今回新たに会員になられた方のお名前を御紹介いたしますので、お名前をお呼びした際に、御起立いただければと存じます。

株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員の角元敬治会員でございます。

株式会社読売新聞東京本社論説委員の小林篤子会員です。

東京大学大学院法学政治学研究科教授の白石忠志会員です。

立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授の田中道昭会員です。

一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授の山下裕子会員です。

そして、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の鹿野菜穂子会員でございます。

また、本日は欠席されておりますけれども、日本生活協同組合連合会常務理事の笹川博子会員にも、新たに会員になっていただいております。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

また、本懇話会の規則上、会長が急遽、会議に出席できなくなった場合など、議事を進めていただく会長代理を会長が指名することになっております。第16期におきまして、会長代理を務めていただきました青山学院大学経営学部教授の三村優美子先生が、独占禁止懇話会から退かれることになりましたので、三村先生に代わる会長代理を指名させていただきたいと思っております。

今期におきましては、川濱会員を指名させていただきたいと思っております。

川濱会員、よろしいでしょうか。

○川濱会員 はい。よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は3つございます。1番目はデジタル・プラットフォーマーに関する取組ということで、政府と公正取引委員会の取組、そしてデジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査の説明がございます。2番目は製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書、そして3番目は「業務提携に関する検討会」報告書でございます。

これら3つの議題につきまして、公正取引委員会から説明をしていただき、会員の皆様から御意見を聴取するということを予定しております。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

デジタル・プラットフォーマーに関する取組につきまして、政府・公正取引委員会の取組については、藤井経済取引局総務課長から、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査につきましては、垣内官房参事官から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、まず藤井課長からお願いします。

○藤井経済取引局総務課長 経済取引局総務課長の藤井でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、政府・公正取引委員会の取組ということで、今日は3点、お話しさせていただきます。

これまでの経緯ということで申しますと、昨年6月の未来投資戦略で、デジタル・プラットフォーマーの競争環境の整備について検討するということになりまして、それを受けまして経産省、総務省と公正取引委員会で有識者会議を開催し、基本原則や中間論点整理を策定・公表し、それが今年の6月の成長戦略につながっていったという流れでございまして、この独占禁止懇話会でも、その経緯について折に触れて御説明させていただいたところでございます。

今日お話しする内容につきましては、今年の6月の成長戦略の中で、今後実行することとして挙げられていたものばかりでございますけれども、これらについて簡単に御説明をさせていただきます。独禁懇214-1-1-1とい

う資料から御説明させていただきますと、成長戦略の中でも専門組織を立ち上げるということになっていたわけですが、それを受けまして、今年の9月にデジタル市場競争本部が設置されたということでございます。この本部は閣僚で構成されておりまして、本部長は官房長官、副本部長が経済再生担当大臣ということで、現在は西村大臣ということでございます。それ以外にも関係閣僚が入っておりまして、公正取引委員会の担当大臣も入っているという状況でございます。

それから、デジタル市場競争会議の開催についてということで、このデジタル市場競争本部の下で、こういった会議が開催されるということでございます。閣僚のメンバーは本部と同様でございますけれども、これに加えて公正取引委員会委員長と、有識者に入っておりまして、本懇話会からも依田会員、泉水会員がこのメンバーに入っているということでございます。

更に、ワーキンググループということで、有識者だけで検討するという会議がございまして、こちらについては依田会員が座長で、川濱会員に入っているという状況でございます。

このデジタル市場競争会議については、今年の10月に1回目の会合が開かれておりまして、資料の一番下にA3の折り込んだ資料が入っているかと思っておりますけれども、10月の時点ではこの5つの課題が挙げられています。そのうちの2つは公正取引委員会のガイドラインでございまして、残りは新規の法律策定や法律改正ということで、デジタル・プラットフォーム取引透明化法について検討するといったようなこと、それから個人情報保護法の見直しと、今後の話として、オンライン広告について今後は競争評価を行っていくといったようなことが議論されております。

その後、ワーキンググループを昨日までに7回開催しておりまして、様々なことを議論しております。今後行っていく広告の競争評価について、どういう視点で行うのかといったようなことを議論している状況でございます。

ここに挙げられている5つのうち4つ、ガイドライン2つと法律についてお話ししますと、ガイドラインについては年内に成案を得る予定になって

おりまして、それから法律については来年の通常国会への提出に向けて、年内に法案の内容をどういう方向性にするのかをまとめるということになっております。

以上が1点目でございます。次に、資料の独禁懇214-1-1-2を御覧いただくと、公正取引委員会の方で検討しているガイドラインが2つございまして、1つはいわゆる対消費者優越的地位濫用という、デジタル・プラットフォームに個人情報等を提供する消費者との取引に対して優越的地位の濫用が認められる場合があり得るということで、考え方を整備したものでございますけれども、これについて、これまでの状況を申しますと、今年の8月に原案を公表しまして、パブリックコメントを1か月ほど行ったという状況でございます。独禁懇214-1-1-2という資料の一番後ろに、パブリックコメントで出た意見についても紹介させていただいておりますけれども、現状ではこういったいただいた御意見も踏まえながら、よりその明確化のための見直しをしているという状況でございます。

先ほど申しましたように、後ほど御紹介します企業結合のガイドラインを含めて、年内に成案ということですので、そんなに遠くないうちに成案を公表させていただくということになっています。対消費者優越的地位濫用のガイドラインについては、お手元の資料に書いてございますように、どういう場合に優越的な地位に立つと考えられるかや、それから裏側にありますように、濫用行為となる行為類型としてはどういうものが考えられるかといったようなことを記載させていただいております。

加えて、適用対象については、消費者にサービスを提供し、消費者から個人情報等を取得するデジタル・プラットフォームによる行為ということで、この点についてその定義に該当するのかどうかという質問や御意見というのが結構ございましたが、このガイドライン自体が、こういったものについての考え方を明確にしており、基本的に消費者に対しても優越的地位の濫用が成立する場合というのは一般論としてはこの場合に限らないので、この適用対象の定義自体はそんなに意味がないというところもあるのかなと思っております。

次に、資料独禁懇214-1-1-3の、「企業結合審査に関する独占禁止法上の

運用指針」の改定案と、「企業結合審査の手續に関する対応方針」の改定案についてでございます。こちらについては、お手元の資料の一番上の経緯・趣旨に書いてありますように、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応する必要性が高まってきていること等から、企業結合ガイドライン等についての改定が方針として定められ、それを受けて検討をしたということでございます。

上の水色の枠のところにありますように、企業結合ガイドラインの改定のポイントとしては、1の一定の取引分野1つ目の丸のところにありますように、プラットフォームの場合は多面市場になるわけですがけれども、多面市場の場合の一定の取引分野の画定についてどう考えるか、それから、価格ではなく品質を手段とした競争が行われている場合にどういうふうにか考えるかについて記載しております。

それから、2の競争の実質的制限についてですがけれども、こちらについてもデジタルサービスの特徴を踏まえた競争分析の考え方や、研究開発についてどういうふうにか考えるかを記載しております。それから、これまでの運用実績も踏まえまして、垂直型・混合型についての考え方をある程度詳細に書くといったようなことをしているところでございます。

さらに、企業結合手續対応方針の改定のポイントについては、まず問題意識としては、デジタル・プラットフォーム等がスタートアップ企業等を含めて買収を盛んに行っているわけですがけれども、そういった中で将来の競争の芽を摘むような合併等が行われないように、しっかりと見ないといけないのではないかということがありました。それを踏まえまして、届出基準を満たさない企業結合計画であっても、買収額がある程度大きく、かつ国内である程度活動していると認められている事業者のM&Aについては見ていくということを明らかにしたということでございます。この点に関しては、これまで全く見ていなかったものを見るということではなくて、もともと現行法では届出基準を満たさないものであっても、必要があれば審査をするという構成になっておりまして、それについてどういうものを見るかということを明らかにしたということでございます。

資料についても一番後ろに、パブリックコメントを10月から11月まで行

い、それに対して寄せられた御意見がございまして、これを受けまして、明確化すべきところを明確化するという作業をしており、こちらについても年内のそんなに遠くないうちに成案を公表させていただくこととなっております。

私からは以上でございます。

○垣内官房参事官 官房参事官の垣内でございます。

お手元の資料独禁懇214-1-2の、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）（概要）がございまして、前半の9ページが横書きの資料で概要になっておりまして、9枚めくっていただきますと、本文がございませ

す。今回は、前半の9枚の概要を使って御説明を差し上げたいと思っております。

では、独禁懇214-1-2の方の報告書（概要）の1枚目をおめくりください。

今回の報告書ですが、構成は3部構成になっておりまして、まず第1部が、デジタル・プラットフォーマーに關しましてのデジタル市場と競争政策という総論で、昨今の経済のデジタル化とデジタル・プラットフォームの浸透状況等につきまして、書かせていただいております。

次に、第2部は、アプリストアとオンラインモールにつきまして、その市場環境や取引における個々の論点などにつきまして紹介をさせていただいてございまして、第3部は結語で、まとめという構成となっております。概要もそのような形に沿って、第1部、第2部、第3部という形で記載しております。まず、1ページ目を御覧ください。

第1部はデジタル市場と競争政策でございます。まず経済のデジタル化とデジタル・プラットフォームの浸透というところですが、昨今、コンピュータのデータ処理の飛躍的増大等により、第四次産業革命と言われる技術革新が進行している状況下におきまして、そのような情報通信技術等を使って第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するビジネスを行っている企業をデジタル・プラットフォームと書いてございます。図表で見ていただくと、多くの企業が近年、台頭しているところでございます。

そのような状況の中で、このような企業はイノベーションの創出を担うと共に、我々の生活の中にも広く浸透してきているというような状況でございまして、デジタル・プラットフォームは我々の社会経済生活に強い影響力を持ち、その影響力は拡大し続けているというような状況があるというところを、まず示させていただいています。

2 ページ目に移りますが、デジタル・プラットフォームの特徴ですけれども、こちらはこの絵でユーザー群 A、B というような形で描いてございまして、両面市場というのがまず一つ挙げられます。それに伴い、ネットワーク効果もあることが考えられます。また、低い限界費用と規模の経済性というものが働いているというようなことがございます。まず一つ、ポジティブな面としましては、このようなデジタル・プラットフォームというのは、大量のデータを集積・構造化して、それを効率的に活用することで多大な便益を生み出し得るということでございます。他方で、もう一つの側面としましては、このデジタル・プラットフォームでは、特定のデジタル・プラットフォームに、集中が起きやすいということから、独占・寡占の問題というのもあり得、また、高いスイッチング・コストが生じて、ロックイン効果が働くおそれもあるのではないかと書いてございます。

次に、3 ページ目ですが、このようなデジタル・プラットフォームに関する競争政策上の懸念を、4 点挙げてございます。このような懸念に関しまして、公正取引委員会としましては、4 点の対応を挙げておりまして、今回の実態調査は、この 2 つ目の継続的な実態調査の実施というところで、継続的にこのビジネスモデルに関しましてウォッチをしていくことを、1 つの対応の柱としております。今回の報告書は特に問題の指摘が多かったオンラインモール、アプリストアに関しましての調査を行うことを示しているところでございます。

では、4 ページ目ですが、第 2 部に移りまして、今度はこのオンラインモール、アプリストアに係る実態調査についての調査の概要を示しています。

まず 4 ページ目は調査の経緯でございまして、今年の 1 月から調査を開始しているところでございまして、調査の方法としましては、公正取引委

員会のホームページに情報提供窓口という情報をお寄せいただく窓口を設けまして、窓口に情報を寄せていただいたり、アンケート調査をオンラインモールの利用事業者やアプリストアの利用事業者、消費者に対しましても実施いたしました。それ以外の調査方法は、これら前者2つの情報を基本とした聴取調査です。このような方法で調査を実施いたしました。

では、5ページ目を御覧ください。

次は市場の概要でございますけれども、オンラインモール市場、アプリストア市場の取引関係はどちらもおおむね同じような構成になってございます。運営事業者、デジタル・プラットフォーマーというのを今回の報告書では、オンラインモールやアプリストアの運営事業者というような言い方をしておりますけれども、運営事業者は、利用事業者が行います売買等の仲介をするためのサービスを構築、提供するという取引関係でございます。このような両者の市場の規模は6ページに書いてございますが、オンラインモール、アプリストアともに、年々伸びているというような状況でございます。

また、競争環境でございますけれども、こちらにつきましては、まず、オンラインモール事業者間の競争というのは当然でございます。また、オンラインモール運営事業者は、デジタル・プラットフォーム上で利用事業者とも競争しているという状況でございますし、加えて、オンラインモール事業者が自ら商品を販売するというようなこと、アプリでいえば自ら配信するというようなことも見られまして、そのような場合には、運営事業者と利用事業者が同じ土俵で競争する場合もあり得ることが見てとれます。

では1枚めくっていただきまして、7ページ目でございますが、運営事業者の取引上の地位でございます。これにつきましては3点挙げておりまして、まず1点目といたしましては、市場における有力的な地位が挙げられます。また、この市場における有力な地位というのは、更に市場シェアが拡大して、その順位が高まるような場合は、独占・寡占的な地位にある場合もあるかもしれないというようなことは書いてございます。そして、3点目といたしましては、利用事業者との関係におきましては、利用事業者との取引において、運営事業者の地位が取引上優越する場合がありますと分

析しております。

では、8ページに参りますが、8ページ目からは取引実態とその評価になっておりまして、個々の行為につきまして、その利用事業者、運営事業者の指摘を併記すると共に、独占禁止法、競争政策上の考え方も示しています。

まず取引先に不利益を与える行為といたしましては、規約変更による取引条件の変更が挙げられまして、これに関しましては、オンラインモールでいえば利用事業者の方ですけれども、規約の変更に対して同意を求められることなく、一方的な変更によって手数料を引き上げられたり、新しい決済システムを導入させられたといったことがございます。アプリストアにおきまして、利用事業者の方が同様のことを言うておられました。これに関しまして、運営事業者の方からの指摘としましては、手数料の値上げはサービスの維持、向上を図る必要性、サービスの必要なコストの変動など、様々な観点から検討しているというような指摘がございました。

これらに関しましての独占禁止法、競争政策上の考え方ということで、星印を付けておりますが、この星は、このようなことを行い、利用事業者の不利益を及ぼす場合には、独占禁止法上問題となるおそれのある行為ということを示しております。また、四角の印ですが、この部分に関しましては、今すぐに独占禁止法上の違反となるおそれがあるわけではないですが、取引の公正性・透明性を高め、公正な競争を確保するために、望ましい行為というところを書いております。今回この規約の変更による取引条件の変更に関しましては、まず、取引上優越した地位にある運営事業者が、利用事業者が運営事業者に支払う手数料を引き上げるなど、正常な商習慣に照らして不当に利用事業者の不利益を及ぼす場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるというようなことを述べさせていただいております。また、公正な競争を確保するためには規約の変更の際しまして、利用事業者に変更内容を事前に通知して十分に説明するといったようなことが必要ということを指摘しているところでございます。

では、10ページを御覧ください。競合事業者を排除し得る行為の例といたしまして、他のアプリストア等の利用制限ということがございました。

これは図で御覧いただくとおりですが、ある運営事業者が他の運営事業者を排除するといったような行為でございまして、こちらはアプリストアに見られた行為でございましたけれども、利用事業者の指摘としましては、消費者が特定のOSを開発した運営事業者以外の第三者のアプリストアを、当該OSにダウンロードすることを制限しているといった指摘等があり、それに対しましての運営事業者の指摘を紹介させていただいております。これらに関しましての独占禁止法・競争政策上の考え方といたしましては、星印のところになりますけれども、アプリストア外におけるアプリのダウンロードの制限等が、自ら運営するアプリストアと競合するサービスを提供する者と利用事業者、消費者との間の取引を不当に妨害するために行われる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるというような点を指摘させていただいております。さらに四角印の部分になりますが、公正な競争を確保するためには、運営事業者はアプリの安全性確保による消費者の保護という正当な目的を達成するために、アプリストア外におけるアプリのダウンロード制限等に比べ、より制限的でない他の手段がないか検討することが必要だろうということを紹介しているところでございます。

次に、12ページを御覧いただきます。自己又は自己の関連会社と異なる取扱いというところでもございまして、絵で描いてございますけれども、関連会社と利用事業者との間が競合する関係にあるのですが、その間において取扱いが異なるというようなことをされる場合でございまして。利用事業者からは、オンラインモールであれば、検索表示、決済方法、手数料などで自社、関連会社を優遇しているのではないかという指摘があり、運営事業者からは、検索アルゴリズムは公平に評価している、決済方法は自社又は関連会社であるかを問わず、異なる扱いをしていないというような指摘があるというような状況でございました。

これに関しての考え方でございますが、まず星印の方といたしましては、運営事業者が、自ら又はその関連会社と利用事業者との間において、デジタル・プラットフォームを利用する手数料や表示の方法等を不公正に取り扱う、検索アルゴリズムを恣意的に操作して、自ら又はその関連会社が販売する商品を上位に表示して有利に扱うなどにより、競合する利用事業者

と消費者との間の取引を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあるというような点を指摘させていただいております。また、公正な競争環境を確保するためには、運営事業者は検索順位を決定する主なパラメータとそのウエイトを明らかにするなどの対応が必要であろうというようなことを指摘させていただいているところでございます。

では、14ページを御覧ください。3点目の論点としましては、取引先の事業活動を制限し得る行為といたしまして、一つ事例を紹介させていただいております。その事例は、アプリ内課金における手数料の設定とアプリ外決済の制限でございます。これはアプリストアに見られた事例でございます。絵で描いてございますけれども、アプリ外の決済を制限しているということでございまして、利用事業者からはアプリ内で決済できる唯一の方法がアプリストア運営事業者が提供する方法だけであり、アプリ外決済に誘導する行為は禁止されているというような指摘や、知的財産権が絡むコンテンツの場合は権利料が発生するが、アプリストア運営事業者に支払う手数料を考慮すると、事業活動の継続が困難であるという指摘がございました。運営事業者からは、前者に関しては消費者の利便性や詐欺防止を考慮し、また、手数料の支払い回避を防ぐためにアプリ内課金というのを求めているというものや手数料に関しましては、アプリの運営上に必要な費用だという御指摘がございました。

これに関して、まずアプリストア運営事業者がアプリ外決済を禁止してアプリ内課金の利用を不当に強制する、アプリ外決済の価格を拘束する、又はアプリ外決済に係る情報を不当に妨げることは、独占禁止法上問題となるおそれがあるという点を指摘させていただいております。

また、運営事業者が、自己又は自己の関連会社と異なる取扱い、又は販売促進活動の制限を手数料の設定と並行して行うことにより、競合するアプリを配信する利用事業者が排除されたり、新規参入の阻止によりアプリ、又はデジタル・コンテンツの価格が維持されたりというようなことがあれば、独占禁止法上の問題となるおそれがあるという点を指摘させていただいているところでございます。

15ページでございますが、こちらは結語で、本調査の要点になっており

ます。調査の主なものとしまして、今御紹介をさせていただきました取引先に不利益を与え得る行為、競争事業者を排除し得る行為、あるいは取引先の事業活動を制限し得る行為などにつきましては、このような形で問題となるおそれがあるというようなことの指摘を、まとめさせていただいているところでございます。また、2点目としまして、今後の取組が16ページに書いてございます。

まず、今後の取組の1点目としましては、独占禁止法の厳正・的確な執行という点でございます。この部分につきましては、まず1点目としましては、デジタル・プラットフォームにおける競争を促進し、消費者利益の向上を図るために、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、公正取引委員会として引き続き厳正・的確に対処していくということが必要だろうということ、2点目といたしましては、デジタル・プラットフォームに特徴的な問題を含む論点につきましては、その市場の構造や技術水準も刻々と移り変わるため、公正取引委員会としては引き続き注視していくという点を挙げているところでございます。

また、今後の取組の2点目としまして、デジタル・プラットフォームを巡る競争環境の整備といたしましては、独占禁止法の執行だけでなく、業法による適切な規制、データの移転・開放を実現する仕組みの導入、あるいは個人情報の適切な保護など様々な観点から検討・対応をしていく必要があるということでございます。そのため、公正取引委員会といたしましては、新しく設置されたデジタル市場競争会議における検討への参画や関係省庁との連携・協力を積極的に取り組み、競争環境の整備を図っていくというようなことを、最後示させていただいているところでございます。

報告書の概要は、以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの藤井課長と垣内参事官の説明につきまして、御質問、御意見などがございましたら御自由に発言していただきたいと思いません。

○川田会員 ありがとうございました。

本件に関して、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、それから

対応方針に関しまして、経済界から一言申し上げたいと思います。

まず、本件につきましては主にデジタル産業における企業結合、あるいはスタートアップ企業の買収手続等、明確にされているものと思われまして、この審査の対象を、公正取引委員会が示したということで、この点につきましては評価申し上げたいと思います。ただ、内容を拝見いたしますと、まだまだその定義が不明な部分がございますし、これは当然、御存じのように、利用者の予測可能性というものが出てきまして、審査方法等が不明瞭になりますと産業界に混乱を起こさせてしまう、あるいは萎縮をしてしまうという問題がございますので、その点については、お答えをよろしくお願い申し上げたいと思います。

私どもとしまして、今、パブリックコメントにて、細かい点につきまして意見を申し上げておりますので、それにつきましても十分に慎重に対応いただいて、明確化にするようお願い申し上げたいと思います。

また、もう1点、審査に関しまして国内外のイコールフットィングという観点も当然ございます。これはグローバルな観点がございますので、その点につきましても是非御配慮をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○伊藤会長 では、その都度お答えすればよろしいですか。

○川田会員 はい。

○深町企業結合課長 ありがとうございます。企業結合課長の深町と申します。

今御指摘いただきましたとおり、パブリックコメントで様々な御指摘を頂いているところでございまして、その点については慎重に今、精査をしているところでございます。明確化が図れるところは、明確化を図った上で、ガイドラインに盛り込みたいと思っておりますし、また、今後様々な事例が出てきますので、参考となる事例については事例集等で公表することで、その運用や考え方の明確化を図っていきたいと考えております。

また、内外無差別という点については、正にそのとおりでございまして、独占禁止法が内外無差別に適用されるものでございますから、法律に基づいて事業者がどういう属性であるかにかかわらず、適正に運用していきたいと考えているところでございます。

○田中会員 立教大学の田中でございます。

企業結合審査に関して、質問させていただきたいと思います。ちょうど企業結合ガイドラインが出て、直近ではヤフーとLINEの経営統合の発表がされて、相当世間でも注目を集めていると思いますし、審査でも非常に多大な時間、コストがかかる案件だと思いますけれども、まさしく藤井課長が御指摘のとおり、多面市場というところが非常に大きなポイントかなと思っております。パブリックコメントの中の1ページ目を拝見しますと、多面市場の場合の一定の取引分野の画定についてということで、それぞれの需要者層を包含した一つの取引分野を重層的に画定する場合とはどのような場合か等の意見が出されています。この案件は、非常に判断が難しいと思うんですけれども、彼らも恐らく独占禁止法の審査を意識してGAFAに対抗するようなことはおっしゃっていると思うので、当然、日本としては日本企業を保護するというか、競争力を高めなければいけないという側面があります。一方で、やはりこの2社が結合するということで、相当競争も制限されると思いますし、現在、スーパーアプリという表現がされていますけれども、スーパーアプリという観点からすると、相当強力な連合ができると思いますので、この案件に関しては国力を高めるという視点と、競争が制限されるという側面と、非常にバランス感が求められ、特にこの多面市場というところが非常に大きなポイントになる。何か意見を申し上げるというより、感想に近いかもしれませんが、是非慎重に、バランス感よく検討していただきたいと思っております。

○深町企業結合課長 ありがとうございます。個別案件のことについてはなかなか申し上げにくいところがございますけれども、正にデジタルサービス、多面市場という特徴があり、ネットワーク効果が強く働くといったような特徴もございますので、そういった点は十分に踏まえながら、審査に努めてまいりたいと考えております。

○野原会員 今回のデジタル市場のルール整備に関する検討は、非常に多面的で難しい課題であるにもかかわらず、丁寧に議論をして、多面的な施策が決まりつつあるということで、素晴らしいと思っております。

その上で、2点コメントがあります。

1点目ですけれども、先ほど田中会員からも関連のコメントがあったのですが、デジタル・プラットフォーマーの大手は、ほとんどが米国発、あるいは中国発です。日本市場では圧倒的に米国発が強く、結果として、日本で施策を議論すると、利用企業目線、コンシューマー目線になりがちです。これらの視点は大変重要で、その点に関しては丁寧に議論されていると思います。その結果、例えばヤフー、LINEの合併に対して風当たりが強くなりがちではないか。そういう意味では私は、田中会員とは逆のコメントなのですけれども、日本市場の中で大きなシェアを持つヤフーとLINEが合併しても、グローバル市場で考えると極めて小さいシェアしかないわけで、それを日本市場における圧倒的なシェアということで問題視してしまうと、グローバル競争力を持つのは困難になり、今後新たなデジタル・プラットフォーマーが成長しようと思っても、なかなか成長できない日本の市場というか、経済状況になりかねないと思います。

ここまで米国のGAF Aが大きくなると、どうやって対抗するのは難しいですが、この関連の市場は技術革新と共にますます変化していくことを考え、今後そのデジタル・プラットフォーマーが日本発でも登場し、そして買収も適切に積極的に行いながら強くなれるようにするというような観点も、必要ではないかと思います。

そういった競争性をグローバルな観点で見ることを忘れないで、今後も検討していただけるといいと思います。

2点目ですが、一方で私もユーザーでもあり、デジタル・プラットフォーマー関連市場を形成する事業者を応援したいと思っております、そういう意味で、オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引の調査は大変興味深く拝見しました。

少し細かい点になるのですが、独禁懇214-1-2の99ページに、今後の取組がありまして、今後こうしたデジタル・プラットフォームに関する競争政策上の懸念に対して、何をしていくかが書かれています。今後の取組の Paragraph の2つ目、3つ目ですが、大きな方向性は書かれています。ただ、公正取引委員会としてできることは「注視」と書かれていまして、注視が何を指しているのかについて、説明していただけると有り難いです。規約

変更をフォローすることや、利用事業者の取引データをデジタル・プラットフォームの直接販売に利用してしまっていないか、あるいは、検索アルゴリズムが適切かということは大変重要な観点ですけれども、その実態を調べるのは難しいと思います。その注視の方法について説明していただければと思います。

○垣内官房参事官 御質問ありがとうございます。2点目の部分でございますけれども、独禁懇214-1-2の99ページのところに今後の取組というところが、概要よりも更に詳細に記載をさせていただいているところでございます。先生が先ほどおっしゃっていた規約の変更や利用事業者のデータを自ら直接的に利用していないか、あるいはアルゴリズムの操作することなどにより自社又は自己の関連会社を優遇していないかというような点につきましての、注視という部分でございますけれども、この調査自体はこのデジタル・プラットフォームの調査を、アプリストア、オンラインモールという、この2つの分野にわたったものでございまして、このデジタル・プラットフォームというビジネスモデルにつきましては様々な分野に存在しておりますので、ほかの分野におきましても同様な行為というものがないかどうかという点につきましては、やはりしっかり見ておかなければいけないという点で、引き続き、注視しながら調査していくという趣旨で、記載をさせていただいたところでございます

○土田会員 詳細な御説明、ありがとうございます。私は3点ほど質問させていただき、1つは意見になろうかと思っておりますけれども、端的に述べさせていただきたいと思っております。

取引透明化法案と、それから実態調査に関連してでございます。取引透明化法案は来年の通常国会に提出されるということで、まだ全部は決まっていない、あるいは余りオープンにできないということが多いのかもしれないですが、可能な範囲で教えていただければと思います。

取引透明化法案はEUの公正・透明規則を参考にして作られているのではないかと思いますけれども、それと比較しますと、若干違いもあります。例えば、EUの方は内部苦情処理システムに1つ重点を置いて規則は作られているようですけれども、日本の取引透明化法案の方は、そういう利用

事業者からの苦情を受け付けて対処する窓口や部署をG A F Aあるいは日本のデジタル・プラットフォームに設けようというような方向で規定ができるのでしょうか。

それから、取引透明化法案について、独禁懇214-1-1-1のA 3の資料を見ますと、問題がある行為があれば、勧告、改善命令をすると書いてありますが、これは誰が勧告、改善命令をするのかというのが2点目の質問でございます。

3点目の御質問としましては、ワーキング・グループ2の方では、データポータビリティについても今年議論されたと承知しておりますけれども、データポータビリティについては取引透明化法案ではどういう扱いになるのでしょうかということでございます。

また、この実態調査は、非常に詳細な調査をされて、様々な問題が挙がってきていると思います。必要な場合には、公正取引委員会が執行されることを私も期待しておりますけれども、未然防止の観点から言いますと、取引透明化法案が非常に重要なのではないかと思います。その中で、例えば先ほど御説明がありました、他のアプリストア等の利用制限というのは大きな問題ではないかと思っておりますけれども、こういう課題が取引透明化法案の中に入りそうなのかどうか、あるいはMFN条項といった実態調査で調べられて挙がってきている課題を、取引透明化法案の方で少し生かすというような方向で考えるべきなのではないかということ、最後に意見として述べさせていただきます。

○藤井経済局取引総務課長 ありがとうございます。

正に取引透明化法案は検討中の状況ですけれども、公正取引委員会の実態調査との関係で申しますと、法律の検討の際の立法事実として公正取引委員会の実態調査の結果を見ながら検討しているということでございます。その中で具体的にMFN条項など、個別の項目があったんですけれども、具体的にどこが法案に入る、入らないと今はまだ確たることは申し上げられない状況でございます。

また、欧州委員会のレギュレーションの方では、内部苦情処理システムがあるというところについては、日本の法律でどういう対応をするかとい

うのは正に検討中です。欧州の場合にはこの方法がよいのかもしれないんですけども、日本の場合はどういう方法がよいのかなど、検討しているということだと思えます。

また、この取引透明化法の法執行をどこが主体となっていくかということについてもまだ確たることは申し上げにくいですが、基本的には公正取引委員会ではないという方向で検討しているという状況です。

最後に、ワーキング・グループ2とおっしゃったのは、今年の春まで行っていました経済産業省・公正取引委員会・総務省3省庁のデジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会の中でワーキング・グループ1と2というのを作っていて、その中でデータポータビリティについて検討して、5月に取りまとめをしていますが、これに関しても新しいデジタル市場競争会議での議論にて、現時点ではまだそんなに明確に議論はしていませんけれども、今後取り上げられていくことになるだろうと考えております。

○細田会員 日本商工会議所から参りました細田でございます。

デジタル市場のルール整備について、様々な説明をいただきまして、ありがとうございました。

デジタル・プラットフォームが運営するオンラインモールやアプリストアは、消費者にとって必要不可欠な社会インフラになってきていると同時に、私ども商工会議所に加盟している中小零細の事業者にとっても、市場拡大という意味で重要な市場になってきており、今後の発展には大変期待しております。特に中小の方にとっては、店舗を構えている場所に関わらず国境を超えた商売ができるので、販路開拓と生産性向上にきわめて有効な手段です。一方で、先ほど御指摘がありましたとおり、運営事業者と中小事業者との間で、取引上の問題が顕在化しています。この問題については実態調査をされているということで、今後の法規制などでは、実態を踏まえた議論が行われると期待しています。

中小企業の活性化は、これからの日本の産業にとって非常に重要であり、デジタル・プラットフォームは必要な市場と考えますので、的確な、そして戦略的なルール整備を行っていただきたいと思えます。

私どもが聞いている範囲で言いますと、中小事業者との問題として、大手のデジタル・プラットフォーマーからの過剰なコスト負担が中小事業者にしわ寄せされていることがあります。先般の報道にもありましたが、デジタル・プラットフォーマーから、一定額以上の注文については送料を事業者が負担するようにとアナウンスがありました。この取組に協力する事業者に対してはインセンティブが与えられるとも聞いております。デジタル・プラットフォームは、B to Cの市場を活性化させる非常によい仕組みですから、公平、公正な市場活動が行われるようなルール作りや監視体制をお願いしたいと思います。

以上です。

- 藤井経済取引局総務課長 すみません、的確なお答えになるかどうか分からないですけれども、今の御意見に関しては、まず競争法上の対応というところは、対応すべきものは対応するというところで、実態調査報告書の中でも、利用事業者との関係では優越的地位に立ちやすいと記載したように、優越的地位の濫用のようなことがあれば、そこは対応していく必要はあるだろうと思います。

また、市場を活性化していこうというのに取引上の問題が顕在化しているという御発言もありましたけれども、そういったところは正に必要ところで、これは必ずしも独占禁止法上の対応ではないですけれども、デジタル・プラットフォームを利用する事業者が、その取引条件が不透明であることによって、予測可能性が害されることや急に不利益を被るというようなことを避ける必要がありますので、そういった観点から取引透明化法が検討されており、取引透明化法によってその利用事業者が安心してデジタル・プラットフォームを使えるようになれば、これはデジタル・プラットフォーム事業自体の成長という観点からも望ましい方向に進むのではないかなと考えております。

- 川本会員 ありがとうございます。2つコメントがございます。1つ目のコメントとしては、会員の御発言、あるいは消費者優越ガイドライン案のパブリックコメントでも繰り返し出ているように、やはりデジタル・プラットフォーマーの定義が曖昧ということは避けられないといいますが、きちんと対

応していただかなくてはならないということがあると思います。

G A F Aと一くくりにしていいのかというのを大きな問題意識として持っていて、ビジネスの内容も、取得する情報も全く違うわけで、例えばアマゾンが持っている情報でマーケティングをシンプルに行うという話と、フェイスブックの持っている情報で意見を作るという話では、影響力が全然違うので、やはり対応策としてはきめ細かく例示を出していただくということが非常に大事なのではないかと思います。ということが禁止行為なのかということが、先ほど御説明がありましたけれども、折々に出していただくというのが非常に大事なのかなと思います。

2つ目は質問で、私が聞き落としてしまったかもしれないのですが、独禁懇214-1-1-1の最後に付いているA3の紙の、個人情報保護法の見直しの、最後を見ると、外国事業者に対しては、現在、報告徴収や立入検査をできないわけですが、域外適用を考えていくと書かれていますが、差し支えない範囲で、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○田中会員 10月29日の朝日新聞記事で、いわゆるクッキー規制の話が出ましたけれども、クッキー規制に関しては恐らく日本が競争力という意味でも周回遅れですし、規制という意味でも周回遅れだと思っているのですが、恐らく実際に施行されると一人一人の消費者にも影響が出ると思いますし、サイトを運営している事業者全てが影響を受ける話だと思いますので、そのクッキー規制の状況や今回の資料の中のどこかに含まれている内容なのかあるいは含まれていないとすると、既に杉本委員長がメディアで御発言されていますけれども、どのような検討状況なのかということをお教えください。

また、先ほどの発言で、誤解があるといけないのは、野原会員の方から私とスタンスが違うという話がありましたけれども、私はバランスよく検討してほしいということで、厳しく検討してくださいというふうに申し上げたわけではございませんので、今、川本委員からもあったように、G A F Aそれぞれ、グーグルとフェイスブックは広告で収入を上げているわけですし、アマゾンの方はECで収入を上げているということで、それぞれ

強みや事業内容が違うので、きめ細かく見ていただく必要があるし、やはり日本の競争力を高めるという視点と、それから独占禁止法の視点で、両方バランスよく見てくださいというのが私のスタンスですので、そこは明確にさせていただきます。

○吉田会員 1点だけ申し上げます。消費者については個人情報問題を問題視し、それが競争に及ぼす影響ということで、公正取引委員会が扱われるということになると思うのですが、独禁懇214-1-1-2の具体的な考え方の1を拝見すると、優越的地位の濫用の1つとして消費者についても考えるというお考えかと思えます。どちらかという、情報の不当な利用などについては、やはり市場競争において何かほかの事業者に対して優位に立つとか、そういったことが多いと思うのですが、対消費者になると具体的にどのようなことをお考えなのかを教えてくださいたいと思います。対消費者に直接に何か不利益を与えるということであれば、どちらかという消費者庁との関わりになってくるかと思うのですが、消費者庁との連携とか、あるいはそれはもうすみ分けできますということであれば、教えてくださいたいと思います。

○藤井経済取引局総務課長 まず、川本会員からあった2点についてお答えします。G A F Aについては、一くくりではないというのは正におっしゃるとおりでございます。例えば今回の実態調査の場合は、恐らくそのG A F Aの中のFは関係がないとか、先ほど紹介し忘れましたが、今回の実態調査調査の後に次はデジタル広告を対象にしようということになっております。結局、有力なデジタル・プラットフォーマーもそれぞれビジネスやビジネスモデルは違いますので、そういったものを見ながら、それぞれ実態調査を行い、また、ガイドライン等を示す場合にも、どれを対象にしているのかということを確認しながら行っており、一くくりで考えているわけではないということでございます。

また、個人情報保護法に関しては、ここで正確に申し上げられるか自信がないのですが、内外無差別にするべきという論点は様々なところで指摘されているところがございます。現行の個人情報保護法はそれができないような状況になっておりますので、それについて論点として挙が

っております。最近、3年ごとの見直しの大綱が1週間前ほど前に公表されておまして、それについては外国事業者に対して法執行を行い、それに従わない場合にはそれを公表するというような形の方向性になっていると理解しています。正確でなければ、また後で補足させていただきます。

○東出取引部長 取引部長の東出です。

デジタル・プラットフォーマーの消費者に対する優越的地位の濫用の関係ですけれども、まず1点目のクッキーにつきましては、今公表しております案では、対象には個人情報と個人情報以外の情報も入りますということになっておまして、クッキーも対象になるということにしております。

ただ、どういう形で対象になるかといいますと、クッキーそれ自体では個人情報にはならないということですが、クッキーを取得した事業者の側で、ほかの情報と突き合わせて容易にその個人が特定できるということになれば個人情報になるということです。これが現行の個人情報保護法上の解釈ということだそうなので、そういう形であれば、個人情報として、これから成案にしようとするガイドラインの対象になっていくという形になります。

そうではない場合につきましても、デジタル・プラットフォーマーが消費者に対して優越的地位にあつて、かつ、個人情報ではないクッキーをその関係の取引の中でいわば悪用して、消費者に不当に不利益を与えるということになれば、優越的地位の濫用として問題になることがあり得るという考え方で整理をしております。クッキーを取得するときに、個々の消費者に1回1回同意をとらなければいけないとか、およそクッキーを取得してはいけないとか、そういうことを考えているわけではありません。

また、消費者庁との連携や、消費者に対する不利益をどうするかという話ですけれども、このガイドラインでは、消費者に対して不利益を与えること自体を、独占禁止法上、問題としているわけではありません。この案に即していいますと、取得する個人情報の利用目的をきちんと示さない、あるいはその同意をとるべきときにとらないことで、逆にいいますと、こんな目的で利用されるのだったら個人情報は提供しないよというような場合にも同意がとれてしまうこと、そのたびに同意をとらないとビジネスに使

えない場合にも同意をとらないで個人情報を取得するため、個人情報を利用したサービスの運営やコストが楽になるということが、競争相手のデジタル・プラットフォーマーに対して有利になってしまうので、そこはイコールフットィングを損ない、それが競争法上の問題になるということで、独禁法の中での考え方を示しているということになります。

消費者の被害を救済するという意味では、公正取引委員会として、損害賠償の関係で若干御協力ができる可能性はありますけれども、直接何かできるということではありません。その点で消費者庁ですと、恐らく消費者契約法などの話になると思いますけれども、そちらの中で対処していただく話であり、公正取引委員会として積極的に何か行おうとしている状況にはありません。

○伊藤会長 少し時間が押していますので、2つ目の議題に移りたいと思います。

製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書につきまして、川上企業取引課長から説明をお願いします。

○川上企業取引課長 企業取引課長の川上でございます。

本日、資料は冊子で製本されております独禁懇214-2という資料に基づきまして、製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書につきまして、概要を御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、横長のポイントの資料がございます。ポイントの資料が、2ページ分あり、その次が報告書の本体ということで、目次から始まって、報告書があり、本日、ポイントの横長の資料に加えて、折りを見て本体の中から図表等をかいつまんで御紹介させていただきたいと思っております。

それでは、まず最初にポイントの1ページ目でございますけれども、調査の経緯・趣旨を記載しておりますが、これまで知的財産権と独占禁止法といいますと、いわゆる知財ガイドラインや共同研究開発のガイドライン、あるいはパテントプールのガイドラインといったガイドラインがございまして、不当な取引制限や拘束条件付取引に関する話題の方が圧倒的に多か

ったわけでございます。優越的地位の濫用規制との関係でいきますと、これまでではどちらかといいますと百貨店やスーパーとか、大規模小売業者と納入業者との取引であったりとか、いわゆる下請取引における問題が主な案件としては思い浮かぶわけでございまして、不当な協賛金の問題や、返品の問題といった小売業とか下請企業にまつわる商慣行上の問題が中心に取り上げられやすい状況にあったわけでございます。他方で、近年、事業活動における知的財産権の重要性というものも高まっておりますし、また、昨年の6月の第210回独占禁止懇話会におきましても、優越的地位にある事業者が製造業者からノウハウや知的財産を不当に吸い上げており、公正取引委員会としても、そういった問題に目を向けるべきだという御趣旨の御指摘も受けたことも踏まえまして、今回こういった実態調査を実施した次第でございます。

報告書自体は、6月中旬に取りまとめて公表をさせていただきました。

続きまして、調査方法でございますけれども、今回は、タイトルにございますように、製造業者を対象に行いました。書面調査としては3万社で、内訳でいきますと大企業に対して3700社、中小企業に対して2万6300社に対して発送をいたしました。書面調査では、大企業と中小企業における知的財産権のチェック体制といった事項のほか、ノウハウや知的財産権に関して優越的な地位にある取引先からどのようなことを言われたことがあるかを、定量的、定性的に調査をすると共に、可能であれば具体的にどういった内容だったのかというようなことも記載していただくことにしております。

そして、報告書の本体の8ページ目、9ページ目をお開きいただきますと、大企業と中小企業における、いわゆる知的財産権のチェック体制を取りまとめてございます。円グラフが、左のページ、右のページに並んでおりますけれども、チェックする担当者がある、いないけれども外部の専門家がいるといったような体制につきましては、圧倒的に大企業の方が体制が整っています。中小企業の方は相対的にはそういった体制に欠けているといえます。そういったことも反映してかと思いますが、右側の契約締結時における不安の有無といったところを見ましても、大企業の方が相対的

に、より不安に感じている、逆にいうと、中小企業の方が余り不安に感じていないということもアンケート結果から出ておりまして、そういった体制からも何かと取引上のトラブルが生じやすい環境になっていることがうかがえるかと存じます。

続きまして、また報告書のポイントの1ページに戻っていただきまして、3万社にアンケート調査をいたしましたところ、1万5000社を超える企業から回答を頂きました。回答率としては52.9%ということで、この調査の前に大規模小売店舗の関係で実態調査を行ったことがあるのですが、その回答率がおおむね30数%程度でありましたので、それとの比較におきましても、高い回答率が得られたと考えております。

個別事例として、こういうことがあったということにつきましては、726件の報告がございました。

他方で、実態調査でございますので、特に個社名等をお願いしたり公表したりするということはいたしません、実際に報告された個別事例の大半は、取引先の名称は記載されておりませんでした。知的財産権の関係であります、こういった技術に関することを具体的に記載すればするほど具体性が高まってまいりますので、もしそういった具体的なものを記載するような調査設計にしていた場合、これほどの高い回答率は頂けなかったのかなと、これは結果的でございますけれども、考えている次第でございます。

こういったアンケート調査に加えまして、実際に製造業者の方々、それから事業者団体の方々、それから知財の専門家の方々等にも、ヒアリングを行った次第でございます。

そして、726件の内訳でこういった行為が多かったかという点につきましては、報告書の本体の14ページ、15ページの、見開きの表を御覧いただければと思います。主に類型化して、7つの項目に分けてございますが、①、②、③のピンクの数字は回答の多かった順に番号を付してございます。1番目が、製品を納めるだけの契約だったのに、レシピ、設計図面、三次元データ等の契約に含まれていないノウハウ・知的財産権まで無償で提供させられたといったものであります。これは、現行の優越ガイドラインでも

記載しているような事例の内容ではございますし、大企業と中小企業とでいきますと、中小企業において一番多かったカテゴリーになります。そういった意味では、ある種、想定の範囲内であったかと存じます。

続きまして、2番目に全体として多かったのが、5つ目の、取引に伴い、対象商品に係る共同研究開発を行っていたところ、主に自社のノウハウや知的財産権を用いて新たに生み出された発明等であっても、全て一方的に取引先に帰属する取引条件になっていたといったようなものでございます。これは中小企業というよりも、割合としましては大企業の方で多かったということでございまして、相対的に知財の活動の盛んな大企業らしい状況が見られているのかと考える次第でございます。

そして、3番目に多かったのが、3つ目にあります、いわゆる買ったときに関するものでございますけれども、取引先に提供する内容に自社のノウハウや知的財産権が含まれているにもかかわらず、そのノウハウ・知的財産権に係る対価を考慮せずに一方的に低い対価を定められたというようなものでございまして、これは中小企業に多かったということでございます。

こういった要請をなぜ受け入れたのかということに関しましては、17ページの図表11にございますけれども、回答として多かったのは、表の2にある取引先から今後の取引への影響を示唆されたわけではないがその要請を断った場合、今後の取引への影響があると自社で判断したためというものでした。抽象的な選択肢であったため具体的にヒアリングでどういった声があったのかということをし少し補完しましたのが19ページ目でして、様々な御事情があることが確認できました。例えば、上から3つ目の丸でございまして、その取引先からしか調達できない特殊な原料があり、今後その原料を調達していくために関係を悪化させることができなかつたため、あるいは、例えば下から2つ目の丸のところでございますけれども、既存の大口取引先が海外に生産拠点を移してしまったことを受けた新規取引であり、事業継続のために一方的な取引条件でも飲まなければならなかつたなどの事情がございました。こういった製造業者のそれぞれ固有の事情、背景というものが多様にあるということが確認できた次第でございます。

す。

それで、主に、こういった問題となり得るような行為が見られたかということに関しては、ポイントの横長の資料の2ページ目にまとめてございます。報告書の後ろの方で、具体的なその事例の説明を掲載してございますけれども、時間の関係もございますので、ポイントの資料で説明をさせていただきます。

例えば片務的なNDAの契約を締結させられてしまうといったような事例、それから2番目のノウハウの開示を強要されるといったような事例、3番目は買ったたきですけれども、先ほども御説明いたしましたような、金型設計図面等込みの発注になっていたにもかかわらず、対価は従来どおりに据え置かれるといった事例がございます。それから4番目は、競合他社の工員に対して自社の熟練工による技術指導を無償で実施させられるといった、従業員の派遣要請に近いような事例であります。5番目としまして、名ばかりの共同研究開発ということで、先ほど申し上げましたような、ほとんど自社で研究するのに、成果は取引先だけに無償で帰属するといったような契約を結ばされるという事例、6番目として、出願に干渉をさせられる、例えば、逐一出願する際には、取引の相手方に照会をしなくてはいけないといったような契約内容になっているという事例もございます。7番目として、知的財産権の無償譲渡等が契約に入っていたといった事例もございます。

これらは飽くまでもその行為にのみ着目してございますので、この行為が直ちに、いわゆる独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するかどうかというところは、当然ながら様々な条件があるわけでございますけれども、今まで余り浮かび上がってこなかった、こういった取引実態を実態調査の中で一部とはいえ把握ができたかなと考えてございます。

こういった調査の結果を受けまして、公正取引委員会といたしましては、引き続き独占禁止法、それから下請法違反に該当するような場合でありましたら、厳格な法執行を引き続き行ってまいります。一方で、まずはこういった実態を周知することが必要であろうと考えまして、経済産業省等と連携させていただきまして、全国の事業者団体、700数十団体の方に、こう

いった報告書の周知をお願いをしております、機会があれば、様々な事業者団体の方に説明会のような形で説明を行っているところでございます。

併せて補足をいたしますと、報告書の本体の18ページ目のところでございますけれども、今回は製造業者を対象に調査を行ったわけですが、こういった業者の中には一部、いわゆるベンチャー企業も入っております。そういったベンチャー企業の方でも、この18ページ目の下の方に注20がございまして、特に知的財産権の専門家の弁護士の先生等にヒアリングしましたところ、スタートアップ企業の場合は、ある程度一定期間内に成果を出さなくてはいけないので、少々不利な条件であったとしても受け入れざるを得ないといった実情が技術力の強いベンチャー企業等でも見受けられるといったコメントもいただいております、引き続き、こういった点も含めて、公正取引委員会としても注視をしてみたいと考えている次第でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、御発言をお願いします。

○細田会員 過去の独占禁止懇話会でも、商工会議所から何回かお話しさせていただいたとおり、商工会議所の会員からも、知的財産権の吸い上げの事例について報告や相談がございまして。

中小企業にとっては競争力の源泉を揺らがしかねない問題でございますので、是非今後も、このような実態調査は継続的に行っていただきたいと思っております。また、大企業や優越的な地位にある者に対する「警告」という仕組みの創設を考えていただきたいと思っております。今回の実態調査では企業名や相手先の名前を書かないでアンケートに答えていただいているとのことで、正にここに企業の本音が表れているんだろうと思っておりますので、アンケートに回答している企業を保護しつつ、今後は独占禁止法に違反すると認められる企業名の公表についても考えていただきたいと思っております。

今回は製造業者間の取引についての調査でしたが、製造業者と流通業者の間など、異なる業種の間でもノウハウの開示を求められるケースはございますので、製造業以外も調査に加えていただければ有り難いです。

○川上企業取引課長 御指摘ありがとうございます。

実態調査はリソースの限りもございますけれども、可能な限りフォローはしてまいりたいと思っております。警告等の仕組みということに関しては、実際被害に遭っている個別のことでもございましたら申告という方法もあろうかと思っておりますし、そういった意味では保秘も確保されるということでもございますので、そういったことも併せて周知をしていきたいなと思っております。

それから、製造業者に限らず、流通業者といったところでも、そのノウハウに関するトラブルがあるという御指摘につきましては、今後参考にさせていただきたいと思っております。

○及川会員 御報告ありがとうございます。書面調査に対して、52.9%という大変多くの回答があったということから、本当に中小企業の思いがこの書面アンケートに出ているかなと思っております。私ども中央会で会員に対して調査をするときも、おおむね6割程度の回答率がいい線だと思っております。52.9%というのは、本当に中小企業の声を是非届けたいという趣旨の思いの反映ではないかと思っております。

現在、中小企業は、大企業と労働生産性の格差ということで、格差是正に取り組んでいますが、これだけ知的財産権のところでは大きな問題があると、なかなか付加価値が付いていかないかなと思っております。説明会に限らず、中小企業対策として具体的に展開をしていただければ有り難いと思っております。

○川上企業取引課長 御意見として承りましたといえますか、公正取引委員会としての中小企業対策としてというのは、どこまで直接的に対応できるかというところはございますが、この報告書に関して中小企業庁、経済産業省も含めて、それなりの反響はあったと我々としては評価しております。まだ具体的に申し上げられるような段階ではないのですが、競争政策に限らず、そういった契約をどのようにするか、その在り方としてどうあるべきかも含めて、恐らく中小企業対策、経済政策を担当する省庁が検討をする話も少し漏れ聞こえておるものですから、我々としてこういった実態調査の成果をいろいろと貢献していけるような、協力連携は惜しまず

やっていくつもりでございます。

○山下会員 御報告、ありがとうございました。

正にこの報告書にある優越的地位の濫用そのものだなと思われるケースもある中で、一方でやはり生産と流通のバリュー・チェーンが、複数の主体によって担われていることから、生じている現象も含まれているのではないかとも思います。例えば、小売業が消費者に対して、食品の内容表示や、繊維製品の取り扱い等に関する情報開示責任を負う場合、サプライヤーに対して情報開示を要求する可能性があります。なぜ情報開示の要求があったのか、背景の事情についてももう少し個々の事例が検証できたらよいと思いました。

こうした点を踏まえると、事例によって随分状況が違うので、その辺りも考慮して、どういう状況でそうなっているのかをもう少し、もし方法があれば検討いただいて、そういう場合はまた恐らく、情報開示法や安全法というもののとのすり合わせで、そういう状況の場合はどうやってそのデータを開示するというのと、知的財産権を守るところが両立できるのかということも、御検討いただければと思います。

○川上企業取引課長 御指摘ありがとうございます。

確かに、ノウハウ・レシピ等の開示というのは、実は業種でいきますと、いわゆる食品関連の事業者の方からの御回答が多くございました。そういった意味では安全性や、もともと法令上義務付けられているものを単に求められただけかもしれないけれども、そういった制度をきちんと御存じないようなケースも回答の中には含まれている可能性は当然ながらございます。そういったようなところの周知も必要なのではないかなというのは、御指摘のとおりだと存じます。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

それでは、3番目の議題であります、業務提携に関する検討会報告書につきまして、笠原経済調査室長から御説明をお願いします。

○笠原経済調査室長 経済調査室の笠原でございます。よろしくお願いたします。

本日は、私の方から、本年7月に報告書を公表いたしました、公正取引委員会の中にある競争政策研究センターでの有識者の「業務提携に関する検

討会」の報告書のポイントについて、御説明させていただきます。報告書の内容は多岐にわたっておりますが配布一番上にある2枚紙でポイントの御説明をさせていただきます。

まず、検討の背景でございますけれども、業務提携自体は従来から行われてきているところでありますが、検討の背景の一つ目を見ると、我が国において近年、大きな社会経済環境の変化が起こっており、デジタルエコノミーの進展ということで、ビジネス手法自体が変わりつつあるという点、それから人口や労働力減少や、市場が縮小している点、こういったものの関係で、右の方にチェックマークでありますけれども、事業効率化等のための同業者間等を中心とした業務提携というのは一層推進がなされているということでございます。また、その下のチェックマークでございますけれども、近年新しいタイプの業務提携ということで、特に異業種、業種の垣根を超えた形の提携も広く行われるようになってきているということでございます。

こういった業務提携というものがビジネス手法として非常に活発に取り扱われている中で、二つ目の丸がございまして、他方で現状、その業務提携に関しての独占禁止法上の包括的な考え方、ガイドラインのようなものが存在していないというところで、考え方がある種、局面や論点ごとに散在をしているということもございました。したがって、企業の方に予見可能性を提供するという観点からも、今回その理論的な整理として、業務提携に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理をしてはどうかということで、今回の検討を行ったということでございます。

次の、業務提携に関する独占禁止法上の考え方（総論）では、競争への影響評価のフレームワークについて整理をいたしております。具体的な考え方といたしまして、まず、企業結合ガイドラインという包括的な考え方を示したものがありますので、それを参考にできないかというところを検討しております。最初の業務提携と企業結合の類似性というところでございますけれども、業務提携は、特に合併を想定しておりますけれども、企業結合ほどではないものの、一定程度、意思決定を含めた事業者同士の事業活動の一体化をしていくという点では、競争に与える動きというのはよ

く似たものではないかというところが大枠の整理となっております。

他方で、業務提携特有の論点といたしまして、合併と異なり、提携当事者は引き続き独立した事業主体であるというところがございますので、独立して行動する余地というものが残されているのかどうか、この辺りが企業結合との関係において業務提携固有の点だということで、大きく2点、ポイントを挙げております。

1つ目は、提携当事者間の事業活動の一体化がどの程度進んでいるのかという点でございます。企業結合であれば、合併をした結果の単一の企業が市場全体に与える影響というところで評価を見ますけれども、業務提携の場合、その前に当事者間での、例えば同業者であれば競争関係にどんな影響が出るのか、そして、それが市場全体にどう影響を与えるのか、こういう二段階を踏む必要があるということでございます。具体的な着眼点として2つ挙げておりますけれども、重要な競争手段に係る意思決定の一体化、これがどの程度進むのかどうか、それから協調的な行動を助長する可能性があるのかどうか、この点から、その事業活動の一体化の程度というのを評価すると整理しております。

それから、もう1つ大きな点としまして、各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約する様々な取決めが付随的に行われるということでございます。合併であれば当然一体的ですので、こういった約束事は不要になるわけですが、契約等において、例えば成果の利用についてどういうふうにするのか、そういったところを取り決める必要があるという点で、この辺りについても併せて見る必要があるということでございます。

資料の右の方にフローチャートを付けておりますが、以上のコンセプトの下に、これは水平的な業務提携をイメージしたものですけれども、流れとしましては、まずアの提携当事者間の関係に与える影響の評価から始め、イの市場全体に与える影響の評価へ続いております。(ア)、(イ)とございますが、この2つの部分というのは、企業結合ガイドラインで評価をしている着眼点と基本的には同じものとなっております。ウとしまして、先ほどの付随的な取決めの部分を併せて評価をする必要性について記載しており、4つ挙げておりますが、左の方から優越的地位の濫用の問題や、拘束

条件付き取引の問題、若しくはいわゆるスピルオーバーなどと呼ばれる競争制限的なカルテルの問題が生じないか、このような話について併せて検討するというような大枠のフレームワークの整理になっております。

なお、報告書の中では、この資料の一番上にブロックチャートがございますけれども、今の通則的な整理を、具体的な考え方として7つの類型ごとに、もう少し整理をしております。

それから、競争への影響評価における判断要素に係る論点のところですが、少し個別なお話としまして、左の方に書いてございますが、これまで業務提携についてよく考慮されていた、例えば情報交換・共有や、コスト構造が共通化されるといったところに着目した評価について、競争に与える影響が生じるメカニズムを理論的に整理をしています。内容は割愛させていただきますけれども、もう1つ、右の方にありますイノベーションに与える影響について、併せて個別な議論をいたしております。共同研究開発が特に典型ではあると思っておりますけれども、基本的には研究開発を活発で効率的なものとするという側面がある一方で、場合によってはイノベーションを阻害し得るといった側面もあるかということで、その辺りをどう競争評価上取り込んでいくのかという話でございます。この点、括弧書きがございますけれども、研究開発意欲の減殺というものは、これまでのガイドラインや運用事案の中でも独占禁止法上問題となるものであるというのは明確になっているかと思っております。

他方で、これまでの法解釈において、研究開発活動自体というものが市場としてなかなか観念しにくいということもありまして、その成果である将来の技術、製品の市場において評価をすることをとっております。そうしますと、実際にイノベーションが何らかの影響、阻害を受けている中で、どのような形でこの測定をするかという問題ですけれども、現にその技術や製品の市場が存在していなくても、最初の丸の、具体的にある程度予見できる場合には、その将来の技術や製品、いわゆるパイプライン製品と言われているものの市場をある種仮想的に設定をして、そこで評価をすることができるのではないかということでございます。実際、既に企業結合の分野では、個別の事案において、このようなパイプラインを設定し

た上での仮想的な評価というのもしていると理解をしております。

他方で、具体的に予見できない場合ということについては、今回の検討の中でも具体的な結論はなかなか出なかったのですが、やはり何らかの形で、イノベーションという競争上重要なファクターについて、これをどう評価していくのかということについては、引き続き検討すべきという指摘がなされております。

なお、業務提携全般の話としまして、今回、報告書の随所で使っている表現で、業務提携は多くの場合、競争促進的な効果が期待できるというのがございます。これはカルテル等のハードコアの問題、カルテル、談合であれば、当然問題になるわけで、厳正に対処するべきものなんですけれども、通常、業務提携というのは効率性や新しい価値を提供するために行われることが前提ですので、そういった意味ではまずは競争促進的な効果があるということを確認した上で、他方で態様によってはネガティブな効果もあり、この辺りをチェックをするんだということを、ハードコアカルテルとは違うということを少し明確に整理をしております。この点は有識者の検討会の報告書であります。公正取引委員会としてもそのようなスタンスで見ていると理解をしております。

続きまして、次のページをおめくりいただいてもう一つのお話としまして、近年特に見られるようになってきた、業種横断的データ連携型業務提携という表現を使っておりますが、そういった新しいタイプの業務提携、特にデータというものに着目した業務提携について、近年データの収集、集積、囲込み、こういった問題も広く議論されていることから、この業務提携について一定の整理を試みたということでございます。

問題の所在の最初の丸に、イメージとしましては、括弧書きの中で社会課題解決型ビジネスなどと今回は表現しておりますけれども、様々な競争上提供される財・サービスを、ある種一体的なパッケージとして提供するような、必然的に異業種が組み合わさって行われるような取組が増えております。例えばスマートシティやMaaSといったものが典型取組かなと思っております。また、その際には多様なデータを共同で収集していくということが基本になるということも特徴で、いわゆるデータ駆動型のビ

ビジネスという側面も持っているのかなと思っております。

こういったタイプの業務提携について、独占禁止法上はどのように評価をするのかというところが次の業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況で少し概括的に整理をされておりますけれども、右側の図に、今回こういったところが具体的に独占禁止法上の論点、リスクとしてあるのかということ、少し観念的にマッピングをしております。大きく2つございまして、左側に囲みが①、②とありますが、まず①の話としまして、グラフでいいますと市場支配力の形成・維持・強化というところとの関係でございまして、提携当事者が市場支配力を有している場合において、その力を用いて、例えば他の事業者の事業活動を排除するであるとか、若しくは提携当事者間で競争制限的なカルテルのような合意を行うといった場合には、市場支配力を有している中で行われる行為というのはやはり問題になるというのが1つの整理になっております。

それから、もう1つ、②の方でございまして、こちらはデータ駆動型ビジネスというビジネスモデルの特性から整理をしているものでございます。広く言われておりますけれども、こういったデータドリブン型というのは、ネットワーク効果等の存在によって、独占化・寡占化しやすい傾向があるかと思っております。そういった特徴があること自体は問題はないですけれども、様々なデータの収集・集積の過程において、こちらは最高裁判所の表現ですけれども、「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為」を通じて、そのネットワーク効果等の発生や仕組みを不当に操作・増幅することによって、最終的には市場支配力を形成する、これについてはやはり私的独占に当たり得るだろうという評価をしております。少しイメージは分かりにくいとは思いますが、直観的に申しますと、こういった仕組みをある種ドーピングするような形で不当にデータを集積をするということでこの拡大のプロセスを増幅させるといったようなことについて、やはり競争上、是認できないのではないかという整理になっております。

具体的にはアスタリスクで2つほど挙げておりますが、例えば不当な抱き合わせや、若しくは、例えばB to Cで中心かと思っておりますが、顧客のり

テラシー等に様々な限界があるということを利用するような形で、期せずしてデータを提供させてしまうといったような形で、必要なデータの投入を行い、ネットワーク効果を不当に増幅させるといったことが考えられます。そういったタイプ、若しくは2にありますとおり、シングルホーミングを義務付ける形で、他の取引先へのデータの提供を、ある種制限、顧客や提携当事者をロックインをしてしまうものも同様に、この不当な手法の一環かなと整理をしております。

以上のコンセプトを踏まえまして、次の業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方でございますけれども、具体的な行為類型ということで、この3つのフェーズに沿って具体的に整理をしております。まず、データのフォーマットやその分析する技術といったデータ連携に向けた標準化活動のフェーズ、それから実際にデータを共同で収集したり、共同で共有したりすることで、解析をして新たなデータを創出する活動、それから3つ目としまして、創出されたデータを使って様々な製品、サービスについて開発、そして提供していくフェーズがございます。この3つのフェーズそれぞれについて、具体的な考え方を整理しております。今回はお時間の都合もありますので、真ん中のデータの創出に係る活動を説明します。

主なものを3つ挙げておりますが、1つ目は必要な範囲を超えたこういった行為の共同化行為は場合によって競争制限的な効果がある共同行為であると整理されております。それから、2つ目は、先ほどドーピングと申したようなタイプの形で市場支配力を形成するようなものでございます。3つ目は、データのこういった共同活動に対して、事業活動が困難になるような形でその参加を制限するといったものでございます。

最後に、右側の方でございますが、今回、一般的な整理の下に具体的に4つほど、最近よく見られるタイプの類型を挙げて、どういうところが特に問題になり得るかということも整理をしております。

独禁懇214-3の一番最後のページに、ポンチ絵のスライドの9番というのがございますけれども、こちらの方に具体的に4つ挙げてございます。お時間の関係で全て御紹介できませんけれども、その中の、最初の2枚紙

のところにも記載しておりますタイプのものがございます。これはコンソーシアムを組むなどして、各事業者が集まって、データの共有から新しいデータの創出、そして新たな商品・サービスの開発まで、共同的・一体的に行っていくタイプのものがございます。先ほどのスマートシティ、Ma a Sといったものもこれの典型的なものかなと承知をしております。

独占禁止法上問題となり得る行為のタイプは様々ございますが、やはりこの手のコンソーシアムというのは、コンソーシアム間の競争が行われる中で、最終的にはデファクト化しやすいという傾向もございますので、そういう意味では、デファクト化した後に、保有しているデータへのアクセス、若しくはサービスそのものとの接続、こういったものをどのように確保していくのかということ自体が1つの大きな競争上の論点になるのではないかとということで、データ等についてのアクセスの拒絶、この辺りが1つ着眼点であるというふうに大きなポイントとしては整理をしております。

なお、こういった今回の考え方につきまして、7月の公表以降、様々なビジネス界や各種の研究者の方にも、この考え方を説明会等で御説明をして、コミュニケーションを図ってきているということがございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問、御意見ございましたら、挙手をお願いします。

○川田会員 どうもありがとうございました。この報告書の位置付けですけれども、これがすなわち業務提携の法制度の今後の運用について決まったものだという位置付けではないということがございますが、確認ですが、そういう理解でよろしいですか。

○笠原経済調査室長 ありがとうございます。おっしゃるとおり、今回は有識者による整理の結果ということで、直接、公正取引委員会の考え方そのものではないということではございます。ただ、御説明しましたとおり、基本的な考え方というのは、これまでの公正取引委員会の実務や考え方のある種体系的に整理したという側面もございますので、そういう意味では実質的には、多くの部分で公正取引委員会の考え方と一致をしているところはあると理解をしております。

○土田会員 非常に難しい報告書だと私は思いまして、2、3点質問をさせていただければと思います。専門的な話の一部なるかも分からないので、大変恐縮ですけれども質問させていただきます。

1番目は、御説明いただいた1枚目の紙でいいますと右下、イノベーションに与える影響というところでお話しされたと思いますけれども、研究開発市場というのは、従来、審決や排除措置命令にせよ裁判所の判決にせよ認定してこなかったと承知しておりますけれども、その扱いは今回の報告書でも変わっていないというふうに理解してよろしいのでしょうかというのでございます。

2番目は、2枚目の業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況の①で、提携当事者が市場支配力を有している場合にとある「市場」ですが、私はこだわり過ぎているのかもしれませんが、製品等に既に市場支配力がある場合ということであって、データ市場ではないという理解でよろしいのでしょうか。

3番目は一般的なお話ですけれども、このデータ連携型業務提携ということで具体的な事例を4つ紹介していただいておりますが、すぐに独占禁止法違反というのではないのかなと思いますけれども、何か競争政策上、問題になりそうな事柄があるのかなのかについて、教えていただければと思います。

○笠原経済調査室長 ありがとうございます。

まず最初の御指摘のところにつきまして、イノベーションに与える影響について、御指摘のとおり、法解釈そのもの自体を変えるべきとかというスタンスではございません。ただ、やはり今後イノベーションについての問題というのは一層重要になっていく中で、何らかの法解釈や、分析のツールなどを更に強化していく中で取り組むことが何かについて検討はすべきではないか、そういった指摘を頂いたと理解をしております。

それから、2つ目の御質問でございますが、業種横断的データ連携型の業務提携の市場支配力の市場というところでございますけれども、御指摘のとおり、データそのものの市場というよりも、イメージとしては一義的にはまずやはりそれを使った製品やサービスの提供の市場ということかと

思います。その際には、このページに書いてございますけれども、市場というのは多くの場合重層的に存在するというのが1つのポイントかなと思っております。コンソーシアムやエコシステムの中で市場も生まれますし、それぞれの中にいるプレーヤー同士の中でも市場というのは存在するという意味においては、今回の報告書の中でも、どの市場での市場支配力を有しているかをよく見る必要があるという指摘はいただいております。

それから、最後ですけれども、特に實際上こういったタイプの新しい取組というのは正に行われつつあるというところで、現に実装されているのはそれほど多くないのかなということもございますので、何か特定のということではないんですけれども、1つ検討会の中でありましたのは、そのデータがある特定の事業者に一極的に集中していくタイプ、例えば共通ポイントであるとか、そういったようなのがイメージだと思うんですけれども、そういうお互いに共有するというよりも一極的に集中するタイプにつきましてはやはりそのデータの集中という観点、集積という観点から、競争上のリスクというのは相対的に高いのではないかという指摘もございました。

○伊藤会長 御遠慮された方もあるかもしれませんが、そろそろ時間も参りましたので、本日の討議はこの辺りで終了させていただきたいと思っております。

最後に、杉本委員長の方から御発言いただきたいと思っております。

○杉本委員長 先生方においては、デジタル・プラットフォーマーに対する取組、知的財産権を対象とした優越的地位の濫用と、それから業務提携に関する検討会報告書に関しまして非常に熱心に議論を頂きまして、大変有益な御意見をいただいたことを感謝したいと思います。

私の認識を申し上げますと、今の経済というのはデジタル化の奔流といえますか、一種のパラダイムシフトが起こっていると思います。すなわち、情報が競争の源泉となる中で、経済取引の環境というのが大きく変化してきたのだと思います。そういった中で、その情報というものをどのように競争政策から考えていくかというのは非常に重要になってきているものと思っています。その情報の一番の大きなプレーヤーというのが、いわゆるデジタル・プラットフォーマーということでございますので、そのデジタ

ル・プラットフォーマーの行動に対して、すなわち情報を巡るその取引環境の整備と申しますか、自由で公正な取引環境をどう整えていくかということを経験的な点について考えていかなければならないということを考えているところでございます。

これからやはりイノベーションは非常に重要でございますので、デジタル経済の環境の下でイノベーションを促進していくためにどのように取引環境を整備していくかということが競争政策上のこれからも非常に重要な課題だと思っております。

ただ、現在、正にこれは生成過程とで、どんどん変化しておりますし、新しいテクノロジーがますます出てきており、非常に複雑な技術的な要素も入ってきておりますので、その辺を私どもとしては十分勉強し、実態をしっかりと把握しながら競争政策を進めていかなければならないと思っております。様々な分野において知見をお持ちでございます先生方の御意見をこういう機会に伺いながら、競争政策を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今回はこれで、閉会とさせていただきます。

本日は長時間の御議論、ありがとうございました。